

--	--	--	--

成年に達したものとみなされていない未成年者に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

- ア 法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産は、未成年者が自由に処分することができる。
- イ 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者であったときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができる。
- ウ 未成年者は、後見人となることができない。
- エ 未成年者が認知をするには、その法定代理人の同意を要しない。
- オ 未成年者であっても、15 歳に達していれば、遺言執行者となることができる。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

☐ ☐ ア ○

法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする（民法5条3項）。

☐ ☐ イ ×

本肢のような規定はない。

☐ ☐ ウ ○

本肢記載のとおりである（民法847条）。

☐ ☐ エ ○

認知をするには、父又は母が未成年者又は成年被後見人であるときであっても、その法定代理人の同意を要しない（民法780条）。認知は身分行為であるため法定代理人の同意は不要である。

☐ ☐ オ ×

未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない（民法1009条）。